

道路区域明示・土地境界確定協議の流れ

本市が管理する道路に隣接する土地の所有者が、道路の区域明示を必要とするときは、「道路区域明示」の申請をしてください。
また、道路用地との境界確定を必要とするときは、「土地境界確定協議」の申し出をしてください。

■申請

所定の「道路区域明示申請書・土地境界確定申出書」(様式1)に必要事項を記入し、添付書類を添えて受付窓口へ提出してください。
(※添付書類不足の場合は受付できませんのでご注意ください。)

●道路区域明示

- ・1筆につき手数料1,800円を徴収します。

●土地境界確定協議

- ・手数料は無料です。
- ・申請の添付書類に「現況実測平面図」が必要です。

※主な変更点

1. 土地境界確定協議の手数料は無料になりました。
ただし、土地境界確定協議申出書を提出する際には、「現況実測平面図」の添付が必要になります。
2. 「印鑑(登録)証明書」は受付時には不要となりましたが、道路区域明示書の発行または、土地境界確定協議の締結までには提出が必要です。

■受付窓口

大阪市建設局総務部測量明示課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
TEL06(6615)6651

■測量及び協議

●道路区域明示

- ・道路区域明示図(参考図等)の提供、もしくは現地立会を行いますので確認をお願いします。

●土地境界確定協議

- ・土地境界確定協議線に関する参考図や境界査定資料等、もしくは現地立会にて協議線を示しますので、境界調査、追加測量等を実施し確認してください。
- ・提供資料について基準点等に異常が見受けられた場合は担当者に報告してください。
- ・協議の合意が得られれば担当者と調整し「土地境界確定協議図(案)」を作成してください。
- ・ただし、道路区域明示と土地境界確定協議を両方申請した場合、各境界が同一線で確定する時は、協議により本市が作成する道路区域明示図に土地境界確定協議線を載せて表示することができるため、土地境界確定協議図(案)及び土地境界確定協議図の提出は不要となる場合があります。

※主な変更点

1. 土地境界については「土地境界確定協議図」の提出が必要になります(提出図面3部)
ただし、道路区域明示と土地境界確定協議を両方申請した時は不要となる場合があります。

■境界確定

合意が得られれば境界確定の手続きを、次の書類が確認できれば進めていきます。

●道路区域明示・土地境界確定協議

- ・道路区域承諾書・土地境界確認書[申請地用](様式4)
- ・道路区域承諾書・土地境界確認書[関係地用](様式5)※本市が必要と求めた場合

●土地境界確定協議

- ・印鑑(登録)証明書(土地境界確認書の押印日から3か月前以内に発行されたもの)
- ・代表者事項証明書(発行後3か月以内の最新の状態を反映したもの)

※主な変更点

1. 印鑑(登録)証明書、代表者事項証明書の確認を手続き(決裁)前におこないます。
2. 提出については、窓口、郵送、FAX等で可能ですがFAXの場合、原本は窓口で明示書または、協議書の受取り時に引き換えとなります。

■図面の作成

●道路区域明示

- ・本市にて作成します。

●土地境界確定協議

- ・申出人により作成していただき、3部提出して頂きます。

※主な変更点

1. 申出人に図面を作成して頂きますので、図面に表示する内容等を担当者と調整してください。
2. 提出については窓口、又は郵送等でも可能です。

■明示書の交付・協議書の締結

●道路区域明示

- ・全ての提出書類が揃ったうえで、「道路区域明示書」を1部交付します。

●土地境界確定協議

- ・全ての提出書類が揃ったうえで、「土地境界確定協議書」を1部お渡しします。